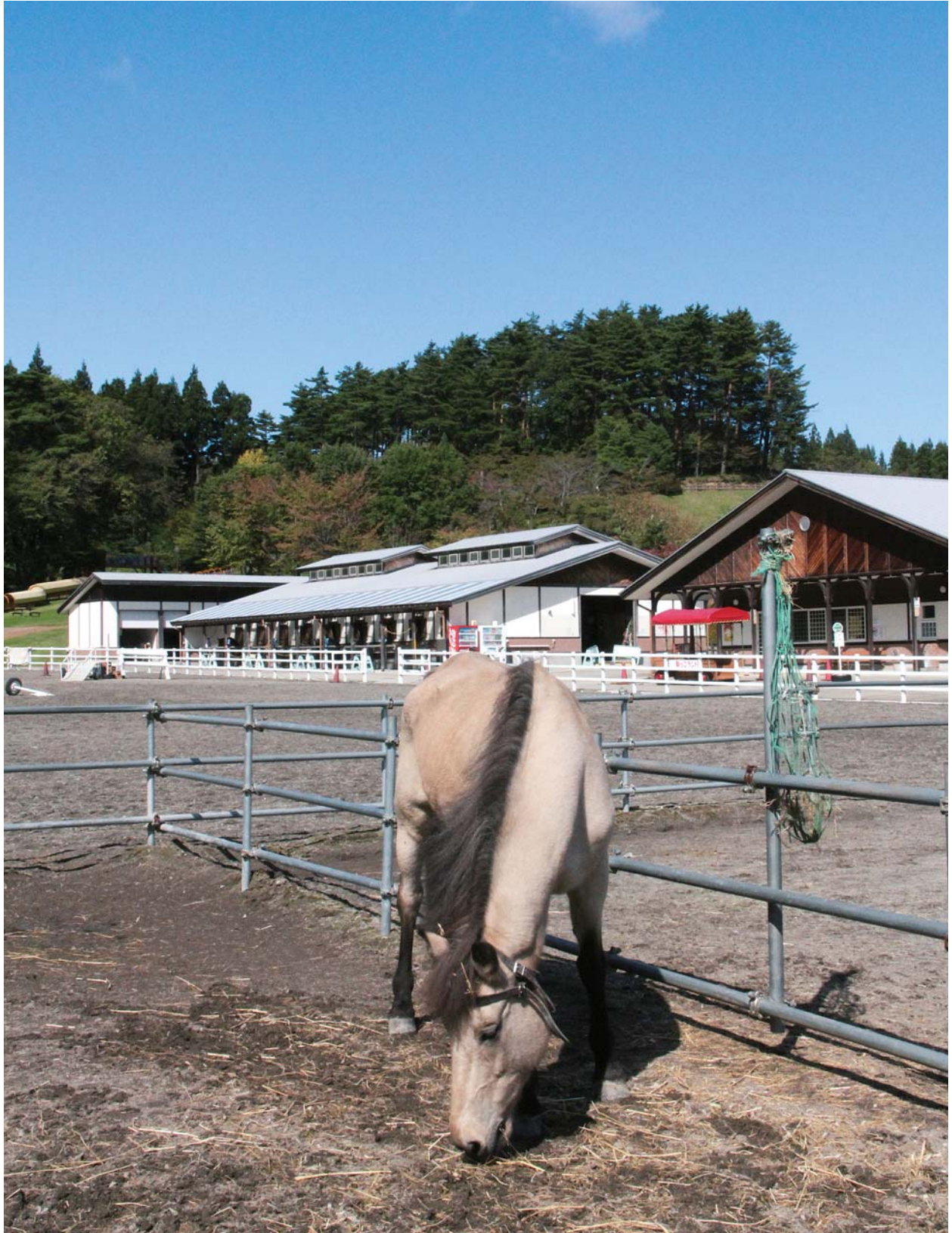


KTS HOJIN

上十三ほうじん会報No.122



■2018年7月1日発行 ■十和田市西二番町4-11：公益社団法人 上十三法人会 広報委員会

会長の独り言



会長 白山春男

青葉・若葉が生い茂り、夏本番を迎えました。今年は災害が無く、コメや農作物が順調に実り、多くの農産物が豊作となるよう願っております。

ただ、地方にとって、人手不足が農業や商工業を問わず、深刻な問題となっており、外国人労働者の雇用など、真剣に検討しなければならない事態となっていると聞いております。

そんな中、このようなショッキングな記事を見ました。先般の厚生労働省が公表した2017年の青森県の出生数は8,035人で人口動態統計調査によると、全国順位はワースト3位に後退したそうです。

さらに、追い打ちをかけるように、今年3月、高校卒業生の多くが大学進学や県外就職などで、県外流出が進んでいるとのことでした。

望みは今後、地域でもできる仕事やIターン、Uターンなど、どんな形であれ地域に戻ってきて、地域にない技術やノウハウをもって、若い人たちが地域に貢献してくれることを望んでおります。

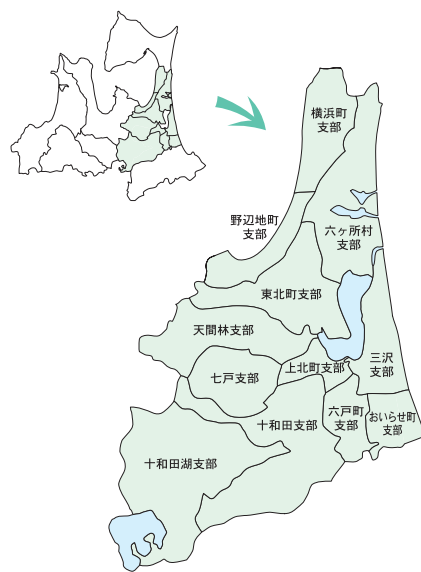
先般、当法人会の青年部会と女性部会の事業や事業計画が総会で承認され、2018年の事業がスタートしました。人口減少の時代を迎えた折ですが、青年部会の皆様には若さと行動力をもって法人会活動を活性化して頂き、変化を恐れずチャレンジして頂きたいものです。また、このような時代ですが女性部会の皆さまには女性目線で見た事業活動を期待しておりますし、本会の事業に対しましても協力をして頂くようお願いし、挨拶といたします。



変化を恐れずチャレンジして頂きたいものです。また、このような時代ですが女性部会の皆さまには女性目線で見た事業活動を期待しておりますし、本会の事業に対しましても協力をして頂くようお願いし、挨拶といたします。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 白山春男
- 十和田税務署だより……………3
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 第6回定時総会開催！……………6
- 青年部会・女性部会総会……………7
- 本部・支部だより……………7
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



■十和田市馬事公苑 駒っこランド

馬の文化資料館「称徳館」では全国でも珍しい馬の文化資料館として馬に関する数多くの資料を保有、展示しています。南部地方は古くから名馬の産地として知られており、特に当地の歴史や文化は、人と馬との長い関わりを語らなければならないほどです。そして、「駒っこ牧場」では乗馬や乗馬教室、馬車など、馬との触れ合いが出来ます。

十和田税務署だより

平成31年10月から消費税の軽減税率制度が実施されます

平成31年10月1日から、消費税及び地方消費税の税率が10%に引き上げられることに伴い、消費税の軽減税率制度が実施されます。軽減税率制度が実施されますと、帳簿及び請求書等の記載と保存が次のようになります。

帳簿及び請求書等の記載と保存 (平成31年10月1日～平成35年9月30日)

軽減税率の対象品目の売上げや仕入れ（経費）がある事業者の方は、これまでの記載事項に税率ごとの区分を追加した請求書等（区分記載請求書等）の発行や記帳などの経理（区分経理）を行っていただくこととなります。

○ 仕入税額控除の要件（平成31年10月1日～平成35年9月30日）

課税事業者の方は、仕入税額控除のため、区分経理に必要な事項を記載した帳簿及び区分記載請求書等の保存が必要となります（区分記載請求書等保存方式）。



《現行の請求書等と区分記載請求書等の比較》

期間	帳簿への記載事項	請求書等への記載事項
平成31年9月30日まで 【現行制度】	課税仕入れの相手方の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額	請求書発行者の氏名又は名称・取引年月日・取引の内容・対価の額・請求書受領者の氏名又は名称 ※小売業、飲食店業等不特定多数の者と取引する事業者が交付する請求書等には、請求書受領者の記載を省略できます。
平成31年10月1日から 平成35年9月30日まで 【区分記載請求書等保存方式】	（上記に加え） 軽減税率の対象品目である旨	（上記に加え） ①軽減税率の対象品目である旨 ②税率ごとに合計した税込対価の額 ※①及び②については、請求書等の交付を受けた事業者による、その取引の事実に基づく追記も可能

こんな請求書もらった時は・・・

仕入先から交付された請求書等に、①軽減税率の対象品目である旨や②税率ごとに合計した税込対価の額の記載がない時は、これらの項目に限って、交付を受けた事業者自らが、その取引の事実に基づき追記することができます。

交付された請求書等に
①、②の記載がないときは・・・



「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとに合計した税込対価の額」は追記できるんだね。

○ 帳簿と請求書の記載例

請求書	
(株)〇〇御中	
平成XX年11月2日	
割り箸	550円
牛肉 ※	5,400円
...	...
合計	43,600円
	(10%対象 22,000円)
	(8%対象 21,600円)
※は軽減税率対象品目	
(株)△△	

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく

これ以外に、例えば次のような方法があります。

- ① 同一請求書内で、商品を税率ごとに区分し、区分した商品が軽減税率の対象であることを表示する。
- ② 税率ごとに請求書を分けて発行する。

税率ごとに合計した税込対価の額

税率（10%、8%）ごとに合計した税込対価の額を記載

請求書には、個々の商品名の記載が必要となりますが、中小の小売店等が利用している多数の商品登録が行えないレジにより発行されるレシートへの商品名の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、その取引が課税資産の譲渡等であり、かつ、軽減税率が適用される取引か否かが判別できる程度の記載があれば差し支えありません。

総勘定元帳 (仕入れ) (株)〇〇				
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	(株)△△ 雑貨	22,000	
11	2	(株)△△ 食料品 ※	21,600	
...

※は軽減税率対象品目

軽減税率の対象品目である旨

- ① 軽減税率対象品目に「※」や「☆」等の記号を記載
- ② 記号が軽減税率対象品目を示すことを明らかにしておく

帳簿への取引内容の記載は、商品の一般的総称でまとめて記載するなど（割り箸⇒雑貨、牛肉⇒食料品）、申告時に帳簿に基づいて消費税額を計算できる程度の記載で差し支えありません。

総勘定元帳 (売上げ) (株)△△				
XX年		摘要	借方	貸方
月	日			
11	2	(株)〇〇 雑貨		22,000
11	2	(株)〇〇 食料品 ※		21,600
...

※は軽減税率対象品目

税率区分欄を設け、「8%」と記載する方法や税率コードを記載する方法も認められます。

※以上の内容は、国税庁HP「よくわかる消費税軽減税率制度（平成29年7月）」より抜粋しています。

詳しくは国税庁ホームページ（www.nta.go.jp）又は十和田税務署へ（☎0176-23-3151）

税理士からの

ひとことアドバイス



中小企業等経営強化法の経営力向上計画について ～これから設備投資をするあなたへ～

矢倉陽悦税理士事務所

税理士 矢倉 陽 悦 氏

皆さん「経営力向上計画」という計画を知っていますか？知っているという方は既に経営力向上計画の認定を受けた会社の方だと思います。この経営力向上計画を策定し実施する法人や個人事業主は、国や金融機関等から税制優遇や金融支援など、さまざまなメリットを受けることができます。すでに多くの法人や個人事業主が認定されて、メリットを受けています。今日は、この経営力向上計画について、とくに生産性を高める設備の取得を中心に説明したいと思います。

経営力向上計画の概要

経営力向上計画は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など経営力を向上するために実施する計画で、事業分野別の主務大臣に申請し、認定を受けることにより、以下の税制や金融の支援等を受けることができます。

- 1 計画に基づいて設備投資を行った場合、固定資産税が3年間2分の1に軽減される特例、中小企業等経営強化税制による即時償却や税額控除による税制面からの優遇
注) 平成31年3月31日までの間に取得等をした一定規模以上の設備で、事業の用に供した場合に適用されます。
- 2 融資、信用保証等により必要な資金繰りの支援
- 3 各種補助金の優先採択

経営力向上計画の申請の手続き

申請書策定は大変そうに思うかもしれませんが、申請書様式はA4用紙2枚で①企業の概要 ②企業の現状の認識 ③経営力向上の目標及び経

営力向上による経営の向上の程度を示す指標 ④経営力向上の内容など簡単な計画等を策定することにより認定を受けることができます。

この経営力向上計画に基づいて設備を取得する場合については、計画認定後に取得することが原則ですが、設備の取得後60日以内に計画申請が受理された場合にも対象となる弾力的な運用も認められています。ですから、60日を過ぎてしまいますと申請ができなくなりますので期間については充分注意してください。また、申請にあたっては、工業会等の証明書が必要になりますのでメーカー等に生産性を高める設備に該当するかどうかの確認と証明書の発行の依頼をしてください。

それでも策定が大変だと思う方は、支援機関として認定を受けた税理士、商工会議所、商工会等の経営革新等支援機関のサポートを受けることができますので、こうした機関を上手に利用することで、少ない労力で認定を受けることができます。是非利用してみてください。

最後に

近年の税制改正は、事前に確認、届出や申請をしなければ、確定申告時に要件が揃っていても特別控除や税額控除などの税制上のメリットを受けることができない傾向にあります。設備投資等をする際には、取得前に十分な検討をする必要があります。税制上のメリットを正しく受けるためには、前もって税理士に相談してみてもいいかもしれません。

第6回定時総会開催！ 事業報告及び収支決算を承認



6月13日(水)午後4時30分から三沢市の「ホテルグランヒルつたや」にて定時総会が開催されました。

白山会長挨拶、来賓紹介の後、平成30年度事業計画及び収支予算が報告されました。続いて審議に移り、平成29年度事業報告及び収支決算は原案通り承認されました。

議事終了後は十和田税務署長 長谷川光政様、

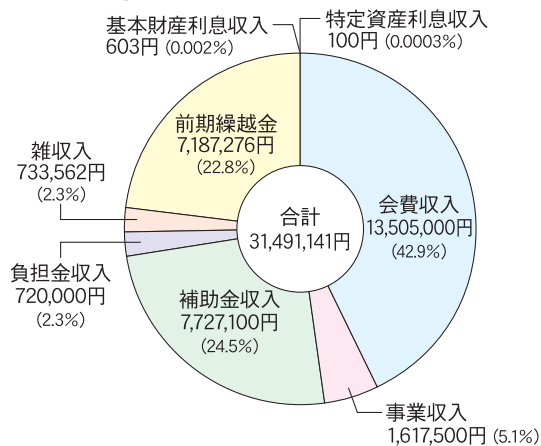
上北地域県民局県税部長 向井正浩様に来賓を代表して祝辞をいただき総会は無事終了しました。

また、総会終了後は交流会を開催、東北税理士会十和田支部支部長 佐々木徳先様からの乾杯のご発声があり、会員それぞれ交流し和やかに終了しました。

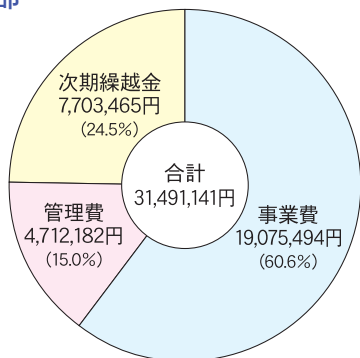


平成29年度収支決算

●収入の部

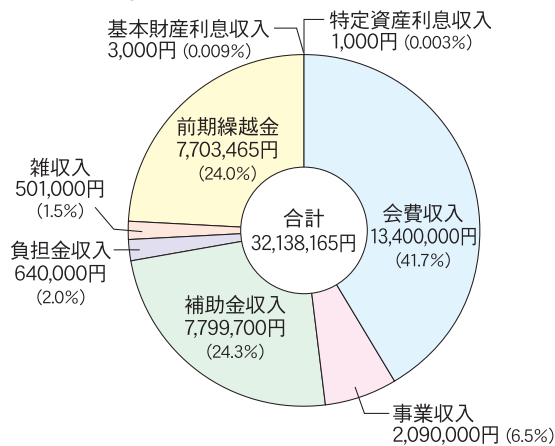


●支出の部

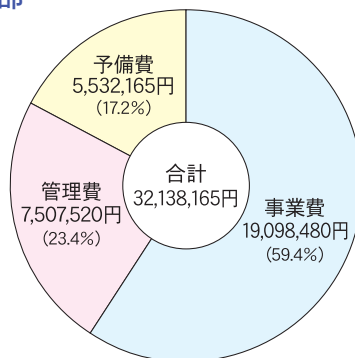


平成30年度収支予算

●収入の部



●支出の部



第3回女性部会定時総会

6月1日(金)午後5時より十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」にて第3回定時総会を開催しました。

新たに就任された羽賀志保子部長より挨拶があり、その後行われた審議では、すべて原案通り承認されました。



総会終了後は部会員の懇親会が開かれ、楽しい時間を過ごしました。

第25回青年部会定時総会

6月6日(水)午後5時30分より十和田市内の



「サン・ロイヤルとわだ」にて第25回定時総会を開催しました。

総会終了後は部会員の懇親会を開催しました。

本部・支部だより

◆本部

4月18日(水)

事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)

5月10日(木)

監査会 (法人会事務所)

5月21日(月)

正副会長会議 (サン・ロイヤルとわだ)

5月21日(月)

理事会 (サン・ロイヤルとわだ)

5月22日(火)

決算期別法人説明会〈5～8月決算法人対象〉
(十和田奥人瀬合同庁舎)

5月23日(水)

決算期別法人説明会〈5～8月決算法人対象〉
(三沢市総合社会福祉センター)

6月13日(水)

定時総会 (ホテルグランヒルつたや)

◆十和田支部

5月15日(火) 定時総会 (富士屋グランドホール)

◆六ヶ所村支部

5月16日(水) 定時総会 (六ヶ所村商工会)

◆野辺地町支部

5月22日(火) 定時総会 (しばのや)

◆天間林支部

6月12日(火) 定時総会 (お食事処天楽)

◆上北町支部

6月12日(火) 定時総会 (温泉旅館松園)

◆三沢支部

6月13日(水) 定時総会 (ホテルグランヒルつたや)

◆七戸支部

6月18日(月) 定時総会 (杉屋敷奥山)

◆東北町支部

6月19日(火) 定時総会 (東北町商工会)

◆十和田湖支部

6月19日(火) 定時総会 (ホテル十和田荘)

◆六戸町支部

6月27日(水) 定時総会 (六戸ヘルスセンター)

◆横浜町支部

6月28日(木) 定時総会 (トラベルプラザ サン・シャイン)

◆おいらせ町支部

7月5日(木) 定時総会 (カワヨグリーンロッヂ)

青年部会だより

4月6日(金) 正副部会長 (法人会事務所)

4月11日(水) 監査会 (法人会事務所)

4月13日(金) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)

6月6日(水) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

女性部会だより

4月4日(水) 正副部会長 (法人会事務所)

4月5日(木) 監査会 (法人会事務所)

4月11日(水) 役員会 (十和田商工会館5階小会議室)

6月1日(金) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

7月スケジュール

27日(金)

税務セミナー「税制改正について」

(富士屋グランドホール)

法人会会員企業にお勤めの皆様は、お一人からでも**集団取扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

これからの医療の進歩を見据え、
「生きるためのがん保険」を
新しくします。

アフラックは
がん保険
契約件数 **No.1**
平成29年版「インシュアランス生命保険統計号」



おすすめポイント

1 通院保障

三大治療^(※1)のための
通院や、所定の通院期間中
(365日以内)の通院を
日数無制限で保障。

2 三大治療・
先進医療の保障

がんの主な治療法である
三大治療や、健康保険が
適用されない**先進医療**^(※2)も
しっかり保障。

3 生活の質を
落とさない為のケア

がん治療による**外見の
変化**^(※3)や、「がん」の痛みを
和らげるための**緩和ケア**^(※4)
にも備えられます。

(※1)三大治療とは手術、放射線治療、抗がん剤治療・ホルモン剤治療を指します。(※2)保障の対象となる先進医療は、厚生労働大臣が認める医療技術で、医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状等)および実施する医療機関が限定されています。また、厚生労働大臣が認める医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。(※3)外見ケア特約を付加した場合。(※4)緩和療養特約を付加した場合。

NEW



◎商品の詳細は「契約概要」等をご覧ください。

引受
保険
会社

「生きる」を創る。
Aflac アフラック

青森支社 〒030-0802 青森市本町1-2-15青森本町第一生命ビルディング9F
法人会フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行ないます。

AFPツタテ-2018-5008-1806012 2月1日

資料請求はインターネットでお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索

法人会がん保険制度
全国法人会総連合